

国有林野の産物販売委託契約約款

四 国 森 林 管 理 局

国有林野の産物販売委託契約約款

(総則)

第1条 委託人（以下「甲」という。）と受託人（以下「乙」という。）は、信義に従い誠実に契約を履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 乙は、この約款に基づき契約した産物（以下「委託物品」という。）を、乙の経営する市場（以下「市場」という。）においてせり売り又は入札売り（以下「市売り」という。）による販売の業務を行うに当たっては、甲又は甲の指定する職員（甲が、市場の所在地の地元森林管理局長等（森林管理局長、森林管理署長及び森林管理事務所長をいう。以下同じ。）にこの契約に係る事務の一部の処理を依頼したときの地元森林管理局長等又はその指定する職員を含む。（以下「指定職員」という。））と連絡を密にし、その指示に従うものとする。

2 乙は、委託物品を甲が指示する市売り日に販売を完了するように努めなければならない。

3 乙は、市売りによる販売の受託の業務に関して、通常用いている約款等の定めと規程及びこの要領に基づく定めとの間に矛盾が生じる場合には、前者を後者にあわせて訂正し、当該矛盾を解消しなければならない。

(届出の義務)

第3条 乙が代理人を選任したときは、遅滞なく代理権の内容を書面により、甲に届け出なければならない。代理人の変更又は代理権の変更若しくは消滅をしたときも同様とする。

2 乙が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によって設立した法人又は清算人は、遅滞なくその旨を書面により届け出なければならない。

3 乙が前2項の定めによる届け出をしないときは、その選任、変更又は消滅をもって甲に対抗することができないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この約款に基づく契約によって生ずる権利義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(委託物品の交付)

第5条 甲は、委託物品を乙に交付しようとするときは、「産物交付通知書」を送付するとともに送り状を交付するものとする。

2 委託物品は、市場に荷卸した時点をもって交付されたものとする。

ただし、交付場所が委託市場と異なる場合は、委託物品をトラックに積み込んで封印をした時点をもって交付したものとする。

- 3 乙は、前項の定めにより甲から委託物品の交付を受けたときは、遅滞なく「産物受領書」を甲に提出しなければならない。

(委託物品の変更)

第6条 甲の都合により、乙に交付すべき委託物品の種類、数量を変更することがあっても、乙は異議を申し出ないものとする。

(委託物品の保管等責任)

第7条 乙は、委託物品の交付を受けてから当該委託物品の販売を完了するまでの間、輸送及び保管に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 乙は、保管中の委託物品について滅失又はき損のおそれがある場合は、遅滞なく最善の処置を講じるとともに、甲の指示を受けなければならない。
- 3 乙は、保管中の委託物品について滅失又はき損があったときは「委託物品滅失(き損)届出書」により、甲に届け出て、その指示を受けなければならない。
- 4 委託物品の滅失又はき損により甲に損害が生じたときは、乙は、その損害額を甲の算定するところにより賠償しなければならない。

ただし、委託物品の保管等に関し、善良な管理者の注意を怠らなかった場合は、この限りでない。

(販売経費等の負担)

第8条 甲が負担する販売業務の経費(以下「販売経費等」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 販売手数料
- (2) 委託物品の交付場所が市場と異なる場合における輸送費(乙が積み卸しを行った場合における積込費、荷卸費を含む。以下同じ。)
- (3) 市場における委託物品の極積料

- 2 民法第650条第2項及び第3項の規定は、この契約には適用しないものとする。

(販売経費等の確定)

第9条 この契約による販売経費等は、次の方法により確定するものとする。

- (1) 販売手数料は、販売代金に委託契約書に定める料率を乗じて算定する。
- (2) 輸送費、極積料は、委託物品の確定材積に委託契約書に定める単価をそれぞれ乗じて算定する。

(委託物品の極積)

第10条 乙は、委託物品を受領したときは、甲の指示に従い、速やかに当該委託物品の販売に必要な極積を行わなければならない。

(最低販売価格の指定等)

第11条 乙は、甲の指定する最低販売価格以上の価格でなければ委託物品を販売してはならない。

ただし、乙が最低販売価格との差額を負担する場合には、この限りではない。

- 2 乙は、前項により指示された最低販売価格を他に漏らしてはならない。
- 3 乙は、甲の指示により市売りの入札書等を保管しなければならない。

(所有権の移転)

第12条 乙は、乙と委託物品の落札者（以下「買受人」という。）との委託物品に係る売買において、当該委託物品の市売りにおける競落を決定したときに買受人へ所有権が移転する旨を定めなければならない。

- 2 乙は、前項の内容を市売りに参加しようとする者にあらかじめ周知させなければならない。

(販売結果報告書の提出)

第13条 乙は、委託物品の販売を行った日から起算して7日以内に、甲に「販売結果報告書」を提出しなければならない。

- 2 販売結果報告書には販売実施結果を証する書面及び販売経費等の請求書を添付しなければならない。
- 3 乙が、第11条第1項ただし書により最低販売価格と入札価格との差額を負担した場合は、当該差額を販売結果報告書に記載しなければならない。

(販売代金の納付等)

第14条 乙は、委託物品の販売価格に相当する金額（第11条第1項ただし書により差額を負担する場合を含む。以下「販売代金」という。）から第8条の販売経費等を相殺した金額を、甲が発行する納入告知書により納付するものとする。

- 2 委託物品の販売が年度内に完了しない場合は、前項に関わらず販売代金から第8条の販売経費等を相殺しないものとする。
- 3 乙は、甲が発行する納入告知書の送付を受けたときは、納付期限までに納付しなければならない。
- 4 前項の納付期限は、委託契約書に定めるものとする。
- 5 乙は、第3項の納付期限を経過しても販売代金（第1項の規定により販売経費等との相殺をした場合にあつては、販売代金から販売経費等を控除した金額とする。以下同じ。）の全部又は一部を納付しないときは、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、当該販売代金の全部又は一部について納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%の割合で算出した延滞金を、販売代金とともに納付しなければならない。
- 6 前項により納付した金額が販売代金と延滞金との合計額に不足があるときは、その納付した金額を延滞金及び販売代金の順序で充当する。この場合、乙は、甲が発行する納入告知書によりその不足代金を前項同様に算出した延滞金とともに納付するものとする。

(担保の提供等)

第15条 乙は、販売を行った日から15日以内（以下「担保提供期限」という。）に販売代金に担保権の行使に必要な費用の合計額以上の価値を有する担保を甲に提供しなければならない。

ただし、当該期限までに販売代金を納入した場合はこの限りではない。

2 担保の種類は次のとおりとする。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 金融債（長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券）
- (4) 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会の支払保証に係る手形
- (5) 金融機関に対する定期預金債券
- (6) 社団法人日本木材信用協会の保証

3 乙は、担保が支払保証手形であるときは、納付すべき代金の納付期限を支払期日とする支払保証手形を甲の指定する金融機関に保護預りをもって寄託し、預り証に担保物権差入書を添えて提出するものとする。

4 乙は、次の各号の一に該当するときは、納付すべき代金に対し年14.6%の割合で計算した違約金を、甲に納付しなければならない。

- (1) 担保提供期限までに担保を提供しないとき
- (2) 担保が支払保証手形である場合は、金融機関の保護預り日が担保提供期限を経過しているとき

（委託物品の買受人への引渡）

第16条 乙は、第14条に定める販売代金を納付し、又は前条に定める担保を提供した後でなければ、委託物品を買受人に引渡してはならない。

（販売を完了しない場合の措置）

第17条 乙は、委託物品の販売を完了しなかったときは、甲の指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第18条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 乙が正当な理由なくしてこの契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められたとき。
- (2) 乙が「国有林野の産物販売委託規程」第4条に定められている受託資格の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 乙がこの契約の履行に関して不正行為をしたと認められたとき。
- (4) 乙が正当な理由なくしてこの契約の解除を申し出たとき。

2 乙が、前項の定めにより契約を解除された場合は、違約金として販売代金又は販売見込代金（甲の定める額）の100分の10に相当する金額を、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。この場合、違約金をもって甲の損害額の全部を償うことができないときは、その不足額を甲の指定するとおり納付しなければならない。

(特殊な理由による契約の解除)

第19条 法令の規定又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため、その他やむを得ない理由により、この契約を履行することができないときは、甲又は乙は、それぞれ相手方に対し、その履行することができない部分につき契約を解除することができる。

2 前項の定めにより契約を解除された甲又は乙は、それぞれ相手方に対しその損害の賠償を請求することができない。

3 民法第651条の規定は、この契約には適用しないものとする。

(その他の事項)

第20条 その他の事項については、「国有林野の産物販売委託規程」の定めるところによるものとする。

(契約外の事項)

第21条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

(紛争の解決)

第22条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときにこの契約に関して甲と乙との間に紛争を生じたときには、第三者のあっせん又は調停により解決を図るものとする。